

# 国税関係手続のオンライン利用促進に向けた取組

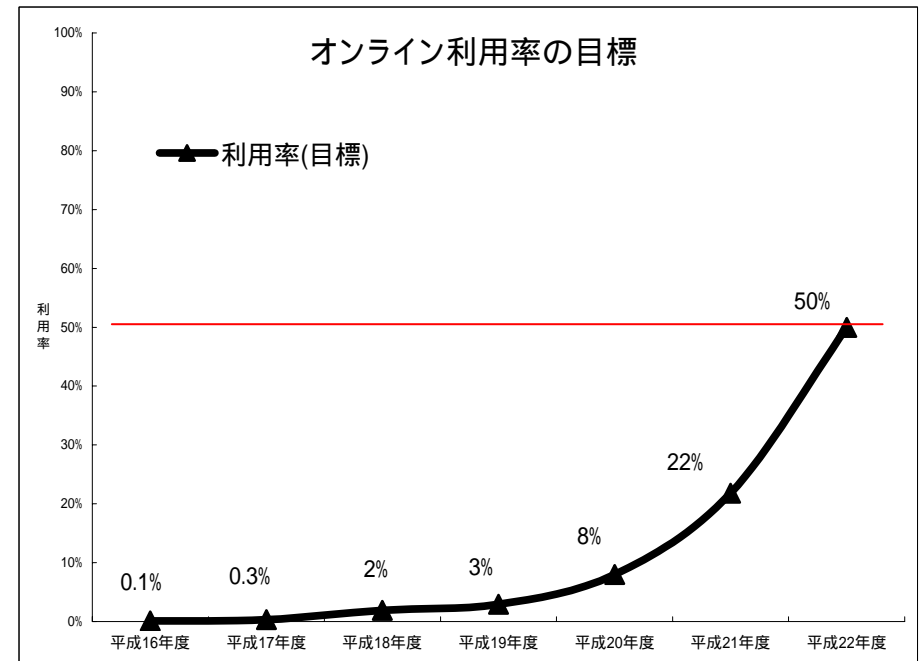
## < オンライン利用率の目標 >

全体

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国税関係各手続(48手続)	2%	3%	8%	22%	50%

## 特に利用者ニーズが大きい手続

手 続	目 標
法人消費税申告 (消費税額4,800万円超の大規模法人)	平成20年度までの3年間で50%を目標とする。
給与の所得税徴収高計算書の提出 (支給人員50名以上の法人等)	
印紙税申告 (毎月申告の金融機関等)	
酒税申告 (毎月申告の酒類製造業者)	



## < 目標達成のための前提 >

- ・ 認証基盤(公的個人認証、商業登記認証など)の普及見通し  
平成22年度 約1,930万件 (平成18年1月末現在 公的個人認証 約12万件)
- ・ ICカードリーダー・ライタの普及見通し  
平成22年度 約1,050万台

(注) 国税関係手続は、国及び納税者にとって、納税義務の確定に関わる重要な手続であり、申告・申請時の「成りすまし」や「データの改ざん」などの不正が行われないよう留意する必要があるが、利用者利便の観点から認証基盤以外のセキュリティ確保のための代替措置について検討する。

前提条件等(単位:万件、万台)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
認証基盤の普及	83	113	308	842	1,931
ICカードリーダー・ライタの普及	40	61	168	458	1,052
国税関係手続のオンライン利用件数(目標)	110	167	456	1,246	2,859
国税関係手続の合計件数	約 5,800				

## < 利用促進に向けた具体的措置 >

### 添付書類

1. 納税者利便の向上の観点から、以下の場合に、第三者作成の添付書類そのものの送付を不要とする方向でシステム面も含めて検討を進める。

添付書類について第三者の電子署名を付した上でオンライン送信(源泉徴収票等について平成18年度実施予定)

税理士関与の納税者について、税理士会とも協議の上、税理士による確認とスキャナ利用による添付書類のオンライン送信(平成19年実施を目指す)

2. 更に、税理士関与の納税者について、税理士会と協議を行い、税理士に添付書類の保管義務を課すことにより、添付書類の送付を不要とすることに関して検討を行う。

(注) 1 自己作成の添付書類については、既にオンライン送信が可能となっている。

2 添付書類のうち、法人登記事項に関する証明書等については、既に法務省が運用している「登記情報サービス」を活用することにより、添付を省略している。

### 電子署名

1. 給与の所得税徴収高計算書については、送信時はID・パスワードのみとし(ただし、初期登録時のみ電子署名が必要)、納税者本人の電子署名を省略する。(平成18年度実施予定)

なお、その他の手続についても、電子署名を省略するなど簡便な方策を引き続き検討する。

2. 税理士関与の場合、申告書等について、税理士が代理送信する際には、税理士会と協議し、一定の要件のもとに納税者本人の電子署名について省略を検討する。

## インセンティブ措置

1. 還付申告について、処理期間を通常の6週間程度から3週間程度に短縮を目指す。  
(平成18年度実施予定)
2. その他の優遇措置について、必要性や合理性を検討する。(平成18年度前半)

## 利用可能時間

平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。

## システムの改善

1. システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。
2. 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー(平成16年分アクセス数約1千万件、提出件数69万件)から直接電子申告できるようにする。(平成19年度実施予定)
3. 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供(平成18年度実施予定)を目指す。
4. その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。
5. 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。

## 広報・普及活動

1. 認証基盤の普及について関係機関(総務省、法務省など)との連携を強化する。
2. 電子納税に対応したインターネットバンキング、ATMの普及に向け金融機関等との連携を強化する。
3. 電子納税証明書の活用について、受入先への積極的取組を要請するとともに、利用のための検証用ツールなどの提供を引き続き行う。
4. 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、バナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。
5. 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどによりe-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。
6. 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。
7. 府省共通の人事給与システムにより、e-Taxに対応した源泉徴収票の電子交付を可能とするよう人事院に対して要請する。
8. 官公庁や民間団体・企業に対して、源泉徴収票、各種証明書及び領収書等の電子交付や法定調書のe-Tax対応を要請する。